平成２１年（フ）第６９８号
和歌山市秋葉町８番17号
債務者　舟津　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０８号
和歌山県岩出市畑毛275番地の５
債務者　林　千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１６号
和歌山市三葛285番地の163
債務者　田中　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１８号
和歌山市六十谷370番地　加納住宅２階５号
債務者　久保　千寿
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２３号
和歌山市内原1124番地
債務者　小林　　昇
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２８号
和歌山県海南市大野中1056番地185
債務者　九鬼　佳成
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３０号
和歌山県橋本市高野口町伏原834番地―1502
債務者　原田　修孝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３１号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2703番地６
債務者　髙岡　好枝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３７号
和歌山市福島359番地の４
債務者　上田　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３８号
和歌山市本町９丁目１番地　春日コーポ301
債務者　坂本　朋子（旧姓門口）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４０号
和歌山市栄谷389番地の６
債務者　福田　悦美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４１号
和歌山市秋月546番地
債務者　田[辺]　　保
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４５号
和歌山県有田郡広川町大字広311番地
債務者　岡　　文代
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４６号
和歌山県海南市阪井1657番地２
債務者　岩木　由美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４８号
和歌山県有田市辻堂111番地３
債務者　楠本　耕司
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４９号
和歌山県有田市辻堂111番地３
債務者　楠本　和枝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５２号
和歌山市市小路55番地の１　楠見マンション305号
債務者　西口　忠嗣
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５４号
和歌山市北島479番地の49
債務者　酒井　知都
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係